

県産木材試作品開発等補助事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、県産木材のブランド力を生かし、付加価値の高い県産木材の販路拡大を図るため、県産木材製品又は、県産木材等を原料として使用する新素材製品の開発及びその製作や、展示会への出展などの販売促進に関する事業（以下、「補助事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。その補助金の交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年6月20日付け山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付の対象となる経費及びその補助率)

第2条 前条に規定する補助事業及びこれらに対する補助率は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金等交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

第3条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第4条 知事は、補助金の交付の申請があった場合に、当該申請に係る書類を審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

2 知事は、補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を、補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第5条 この補助金には、次の（1）から（4）までの条件を付すものとする。

（1）補助事業者は、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（別表に定める軽微な変更は除く）及び補助事業を中止又は廃止をしようとする場合には、変更（中止、廃止）承認申請書（様式第3号）により知事の承認を受けなければならない。

（2）補助事業が予定期間内に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告しその指示を受けなければならない。

- (3) 補助事業者は、事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式第4号により速やかに知事に報告しなければならない。なお、知事は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を補助事業者に納付させることができる。
- (4) 補助事業者が(1)から(3)までの条件に違反した場合、知事はこの補助金の全部又は一部の返還を補助事業者に対して求めることができる。

(実績報告)

第6条 補助事業者は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は完了した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第7条 知事は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の実績の報告を受けた場合においては、報告書の書類の審査及び必要に応じて行なう現地検査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額の確定通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第8条 知事は、補助金を補助事業完了後に交付するものとする。ただし、補助事業者の申請により知事が必要と認めるときは、概算払いをすることができる。

2 前項に定める概算払いを受けようとするときは、補助金概算払請求書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(達成状況報告)

第9条 補助事業者は、事業計画書に定めた個別指標の目標値の達成状況について、交付決定をした年度から3箇年の事業達成状況について毎年調査し、調査年度の翌年度の5月末日までに、達成状況報告書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第10条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)について、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号。)に定められている耐用年数に相

当する期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して、使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

また、財産処分制限期間内に知事の承認を得て当該財産を処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

ただし、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、知事の承認を受けたものはこの限りでない。

- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は財産処分承認申請書（様式第9号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

（検査）

第11条 知事が必要であると認めるときには、実地検査を行うことができる。

（書類の保管）

- 第12条 補助事業者は、事業に係る関係書類について、事業等に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の廃止の指示を受けた場合には、その指示を受けた日）の属する年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。
- 2 取得財産等がある場合は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して第10条で定める財産処分制限期間を経過するまでは、前項の帳簿等を整備保管しなければならない。ただし、財産処分承認申請（第9号様式）を知事に提出し、その承認を受けた場合は、当該承認を受けた日の属する年度の翌年度の5月末日までとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は令和元年9月5日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は令和2年7月27日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は令和8年6月16日から施行する。
- 2 この通知による改正前のこの要綱に基づいて実施された事業は、なお、従前の例による。

別表

事業種目	補助対象経費	補助率	軽微な変更
県産木材試作 品開発等補助 事業	1 賃金 2 報償費 3 旅費 4 需用費 5 役務費 6 使用料及び賃借料 7 備品購入費 8 委託料 9 原材料費 10 その他の経費	当該経費の 2分の1以 内	1 補助金対象経 費の各費目間 において、い ずれか低い額 の20%以内 を増減させる 場合 2 補助事業の 目的の達成に 支障をきたさ ない事業計画 の細部の変更 であって、交 付決定を受け た補助金の額 の増額を伴わ ない場合

様式第 1 号

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)
所在地
名称
代表者氏名

印

県産木材試作品開発等補助事業費補助金交付申請書

年度において、県産木材試作品開発等補助事業を次のとおり実施したいので、
県産木材試作品開発等補助事業費補助金交付要綱第 3 条の規定により補助金の
交付を申請します。

1 補助事業の名称

2 補助事業の目的

3 交付申請額 円

4 事業の内容及び経費の配分

(1) 事業種目

(2) 事業の内容

(3) 経費の配分

経費の区分	経費の内訳			計	備考
	県補助金	市町村費	その他		
計					

※備考欄には、補助率等を記載する。

5 事業完了（予定）年月日

6 収支予算（精算）

(1) 収入

経費の区分	予算（精算）額			計
	県補助金	市町村費	その他	
計				

(2) 支出

経費の区分	予算額	積算基礎
計		

7 添付書類

(1) 補助金交付申請書には事業計画書を添付すること。

(2) 補助金実績報告書には実績を証明する資料を添付すること。

(3) その他知事が必要と認める書類を添付すること。

(申請者) 殿

山梨県知事

県産木材試作品開発等補助事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった県産木材試作品開発等補助事業費補助金については、県産木材試作品開発等補助事業費補助金交付要綱第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同条第 2 項の規定により通知する。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった県産木材試作品開発等補助事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円
- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業の期間は、年 月 日から 年 月 日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
 - (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。
 - ア 補助対象経費の各費目間におけるいずれか低い額の 20% 以内の経費の配分の変更
 - イ 補助金の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けな

ければならない。

- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間中においては、知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

- (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 補助金の他の用途への使用をしたとき

イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき

エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

- (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき山梨県補助金等交付規則（昭和38年6月20日付け山梨県規則第25号）で定める年率の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき山梨県補助金等交付規則（昭和38年6月20日付け山梨県規則第25号）で定める年率の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

- 7 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

- 8 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は完了した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

- 9 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して、5年間又は財産処分制限期間のいずれか長い期間、整備保管しておかなければならない。

山梨県知事 殿

(申請者)
所在地
名称
代表者氏名
印

県産木材試作品開発等補助事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により変更（中止・廃止）したいので、県産木材試作品開発等補助事業費補助金交付要綱第5条の規定により申請します。

○変更の場合

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容（第1号様式 3～6 による）

（注）上段に変更前の事項を（ ）書きし、下段に変更しようとする事項を記載すること。

その他、知事が必要と認める書類を添付すること。

○中止（廃止）の場合

- 1 中止（廃止）の理由

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)

所在地

名称

代表者氏名

印

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定報告書

年 月 日付け 第 号で額の確定を受けた県産木材試作品開発等補助事業費補助金について、県産木材試作品開発等補助事業費補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり報告します。

1 補助金額

円

2 補助金の額の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

円

3 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

円

4 補助金返還額 (3 - 2)

円

5 添付書類

(1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額算出書

(2) 消費税及び地方消費税確定申告書の写し

(3) その他参考となる書類

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)

所在地

名称

代表者氏名

印

県産木材試作品開発等補助事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、県産木材試作品開発等補助事業費補助金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり報告します。

1 補助事業の名称

2 補助事業の目的

3 交付申請額 円

4 支払の方法

(1) 現金 指定金融機関名

(2) 口座振替 振替先銀行名

口座名

預金種別 (当座・普通)

No.

(以下、5以降については、様式第 1 号の 4 から 7 までに準ずる。)

様式第6号

番 号
年 月 日

(申請者) 殿

山梨県知事

県産木材試作品開発等補助事業費補助金交付額の確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった県産木材試作品開発等補助事業費補助金については、県産木材試作品開発等補助事業費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり確定する。

記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 交付確定額 | 円 |
| 2 | 概算払済額 | 円 |
| 3 | 精算払額 | 円 |
| 4 | 返納額 | 円 |

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)
所在地
名称
代表者氏名 印

県産木材試作品開発等補助事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、県産木材試作品開発等補助事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定により、次のとおり概算払の請求をします。

1 概算払請求額

2 内 訳

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差引額 ① - ② = ③	今回概算 請求額 ④	備 考

3 概算払請求の理由

4 支払の方法

口座振替 振替先銀行名
 預金種別 (当座・普通) 口座番号
 口座名義

(注) 「出来高調書」を添付する。

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)
所在地
名称
代表者氏名 印

県産木材試作品開発等補助事業費補助金達成状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、県産木材試作品開発等補助事業費補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

1 事業の目的及び内容

2 交付申請額 円

3 事業完了年月日

4 達成状況

	個別指標	年度	年度	年度	計
計画					
実績					

(注) 個別指標は、事業計画書に定めた項目とする。

様式第9号

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)
所在地
名称
代表者氏名

印

県産木材試作品開発等補助事業費補助金財産処分承認申請書

年度県産木材試作品開発等補助事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、県産木材試作品開発等補助事業費補助金交付要綱第10条第2項に基づき、申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類